






<b>LED FENDER LESS KIT</b> <small>with LEDフェンダーレスキット</small> <b>SLIM REFLX REFLECTOR</b>	適応車種	商品NO.
	XSR125 ( `24) <8BJ-RE46J>	35225

## ■ ご使用前に必ずご確認ください ■

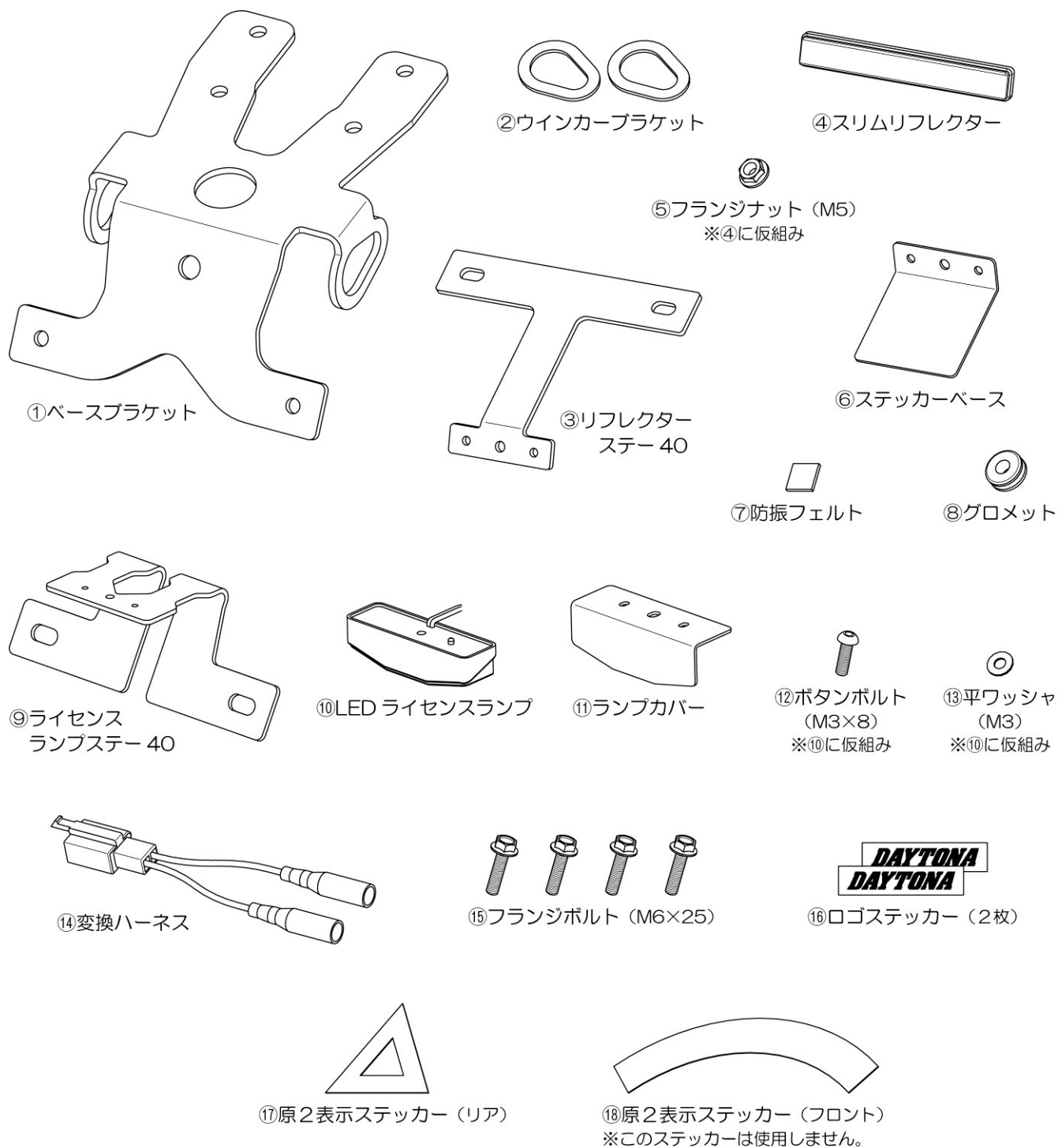
※本商品のご使用前に最終項に記載のURL（保証規定）より保証規定の内容を読み、ご理解のうえご使用ください。  
 ※本商品の使用をもって、本書と保証規定の内容の全てを理解・承諾したものとみなします。本書内の注意事項を守らず使用したことによる事故や損害について、当社では一切の責任を負いません。  
 ※本書は、いつでも取り出して読めるように大切に保管してください。また第三者に譲渡する場合は、必ず本書も併せてお渡しください。

	<b>警告</b> 要件を満たさず使用しますと、死亡または重傷に至る可能性や第三者の生命や財産を損なう可能性が想定される場合を示してあります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市販のナンバープレートベースや電装アクセサリなどを取り付けると、荷重オーバーや振動増幅などにより本商品を破損させる原因となります。</li> <li>本商品に加工を施し商品所定のナンバープレート取付角度を変更しないでください。商品の破損原因となる場合がございます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>装着前に取付個所の純正部品や車両に欠損や破損がないか確認し、異常が見られる場合は新品に交換するなどしてください。</li> <li>走行中に異常が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車させ、異常箇所を必ず点検してください。異常があった場合は、商品の使用または車両の走行を中止し、認証工場や販売店へご相談してください。</li> </ul>

	<b>注意</b> 要件を満たさず使用しますと、傷害に至る可能性または物的損害の発生が想定される場合を示してあります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本商品を記載している適応車種以外に使用しないでください。</li> <li>商品取り扱い時に商品の端面や商品に突起やバリなどがあり予期せぬケガや事故が発生する場合があります。特に本商品は製造上の工程により端部が鋭くなっております。取り扱いの際は必ず保護手袋を着用しケガには十分に注意して作業を行ってください。またエッジや突起部がある場合は、ヤスリなどを使用して適切な処理を行ない、取り除いてください。</li> <li>本商品を開梱の際は、構成部品や外観の不具合、異常がないことを必ずご確認ください。万一気づきの点がありましたら、ご使用前にお買い求めの販売店へ速やかにご相談ください。</li> <li>安全のために販売店や認証工場など適切な設備と技能、専門知識のある整備士を有した店舗にて脱着作業を行ってください。作業が適切に行なわれないと、作業中やご使用中に車両や部品を損傷したり、不具合が発生する原因となります。</li> <li>作業は周囲の安全を確保し、車両の転倒やケガに十分注意して、取付作業を行ってください。</li> <li>作業前にバッテリーのマイナス端子を取り外してください。ハーネス結線中に予期せぬトラブルで電球切れや感電、車両火災を起こす場合がございます。</li> <li>取り付けは各作業に適した工具をご使用ください。不適切な工具を使用すると部品の破損やケガをする可能性があります。</li> <li>ボルトやナット類の締め付けにはトルクレンチを使用して、所定トルクまたは車両メーカー発行のサービスマニュアルで指示されたトルクで確実に締め付けてください。</li> <li>取り付け後に約 100km 走行しましたら各部を必ず点検整備し、必要に応じてネジの増し締めを行ってください。その後は約 500km 毎に必ず同様の作業を行ってください。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本商品に加工を施し、商品所定のナンバープレート取付角度を変更しないでください。保安基準に抵触します。</li> <li>付属の⑩LED ライセンスランプと④スリムリフレクターを使用しないと保安基準に抵触します。必ず取り付けてください。</li> <li>本商品の⑩LED ライセンスランプは車両装着時のナンバープレート角度を基準に設計されております。その際の明るさは基準に適合しております。（道路運送車両法の保安基準 36 条-番号灯-および別添 63-番号灯-の基準より）上記以外の角度でナンバープレートが取り付けされている車両には保安基準を満たさないため適合しません。また商品への加工（角度変更）を行なった場合も保安基準を満たさなくなる可能性があります。絶対に行なわないでください。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本商品を装着したことによる物的損害や人的損害などの保証は一切お受けできません。また商品保証は本商品のみが対象になります。</li> <li>本商品を取り付けるとタイヤによる水やほこりの巻き上げが大きくなり、商品内やリアフェンダー、ナンバープレートの裏側などに汚れが生じやすくなります。</li> <li>仕向地の違いにより純正部品の形状や脱着方法が異なる場合があります。また、お取り付けできない場合がございます。あらかじめご了承ください。</li> <li>本商品を取り付けた場合、車両側の取り付け面や、その周辺にキズが付く可能性があります。</li> <li>本商品は予告なしに価格や仕様を変更する場合がございます。また文中にご紹介した商品についても同様です。あらかじめご了承ください。</li> </ul>

## 商品内容

NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量	NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量
①	ベースブラケット		1	⑩	LED ライセンスランプ		1
②	ウインカーブラケット		1	⑪	ランプカバー		1
③	リフレクターステー40	アルミ製	1	⑫	ボタンボルト ※⑩に仮組み	M3×8	1
④	スリムリフレクター		1	⑬	平ワッシャ ※⑩に仮組み	M3	1
⑤	フランジナット ※④に仮組み	M5	1	⑭	変換ハーネス		1
⑥	ステッカーベース	アルミ製	1	⑮	フランジボルト	M6×25	4
⑦	防振フェルト		1	⑯	ロゴステッカー		2
⑧	グロメット		1	⑰	原2表示ステッカー (リア)		1
⑨	ライセンスランプステー40		1	⑱	原2表示ステッカー (フロント)		1



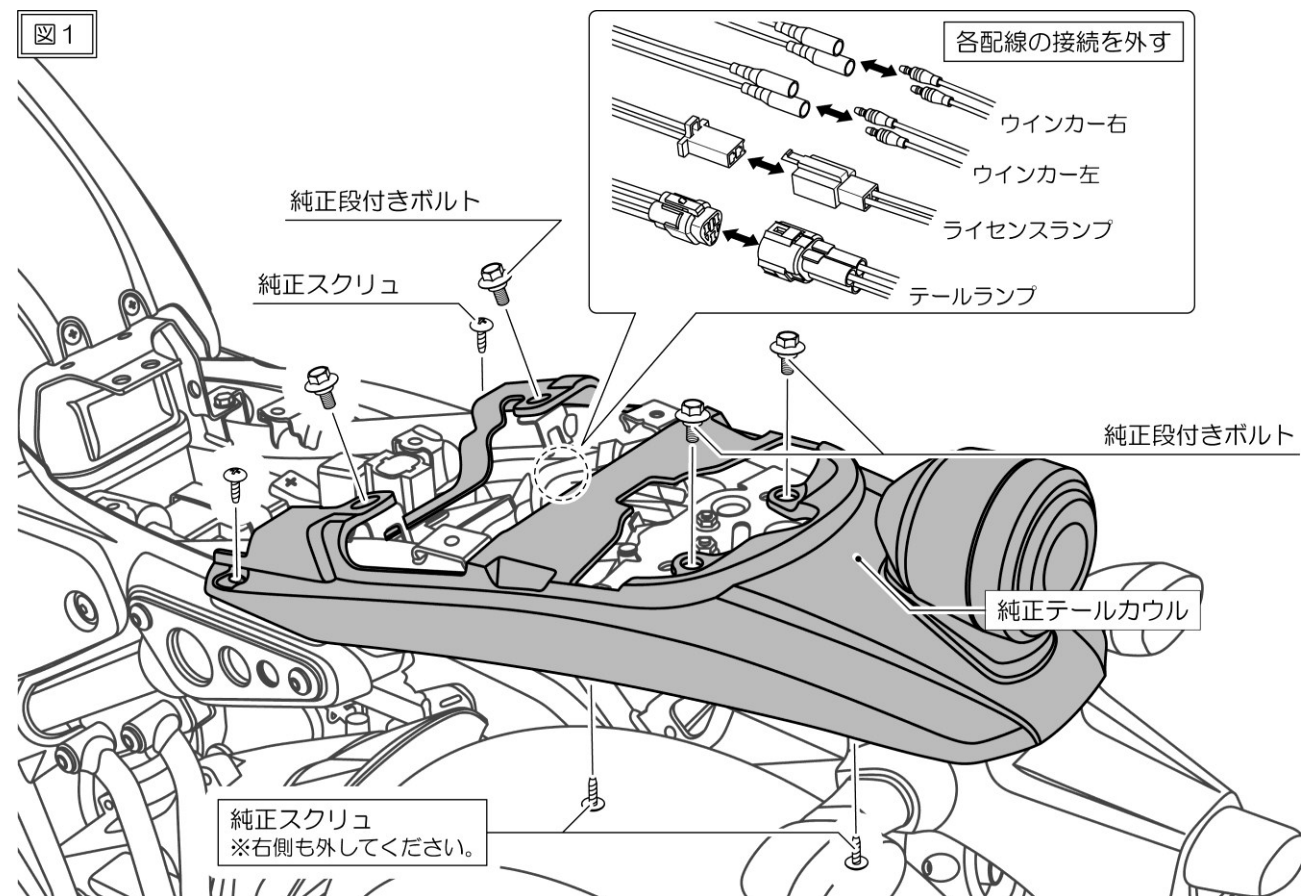
## 取付方法

## 【作業前の注意事項】

- 純正部品の取り外しや取り付けについては、各メーカー発行のサービスマニュアルに従い、正しく行なってください。
- 作業を始める前に周囲の安全を確保し、車両を安定させた状態で転倒やケガなどに十分注意して作業してください。

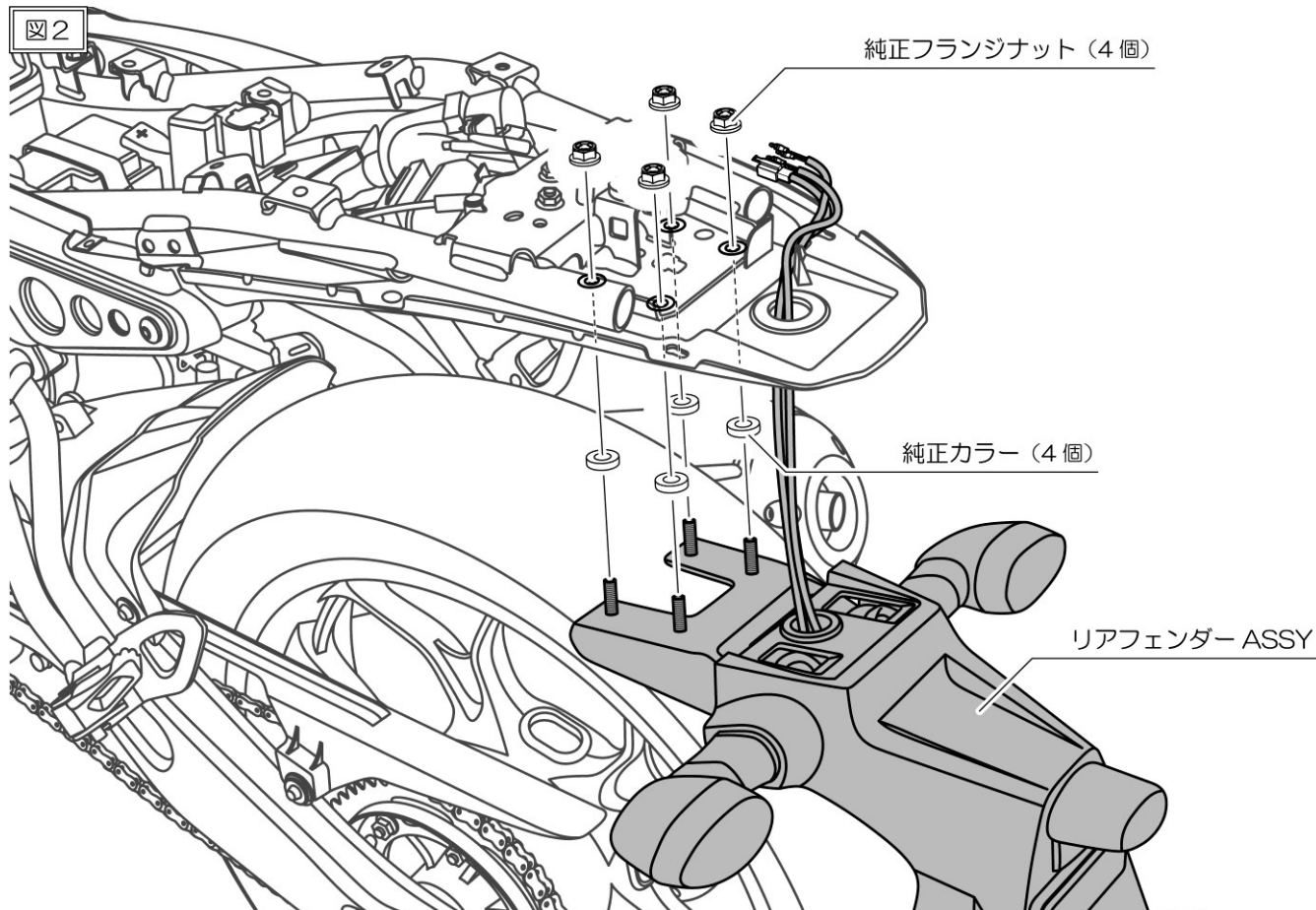
## 01. テールカウルの取り外し

- 純正シートを取り外します。
- 図 1 を参考に、純正スクリュ (6 本) と純正段付きボルト (4 本) を外し、ウインカー右とウインカー左、ライセンスランプ、テールランプの配線接続を外し、純正テールカウルを取り外します。



## 02. リアフェンダーASSYの取り外し

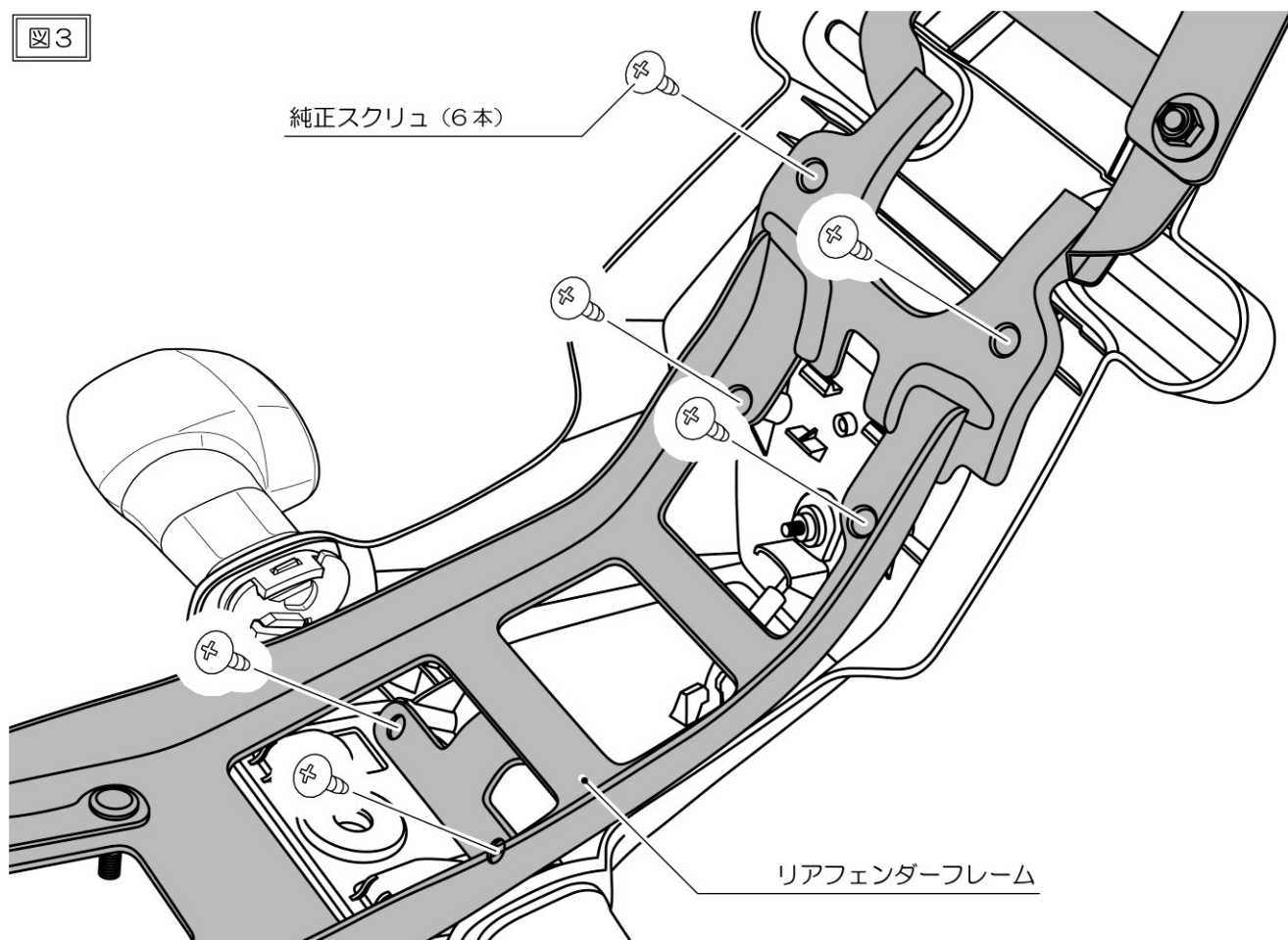
- 図 2 を参考に、純正フランジナット (4 個) を取り外し、純正カラーとリアフェンダーASSY を取り外します。



### 03. リアフェンダーフレームの取り外し

- 図3を参考に、リアフェンダーASSYから純正スクリュ（6本）を外し、リアフェンダーフレームを取り外します。

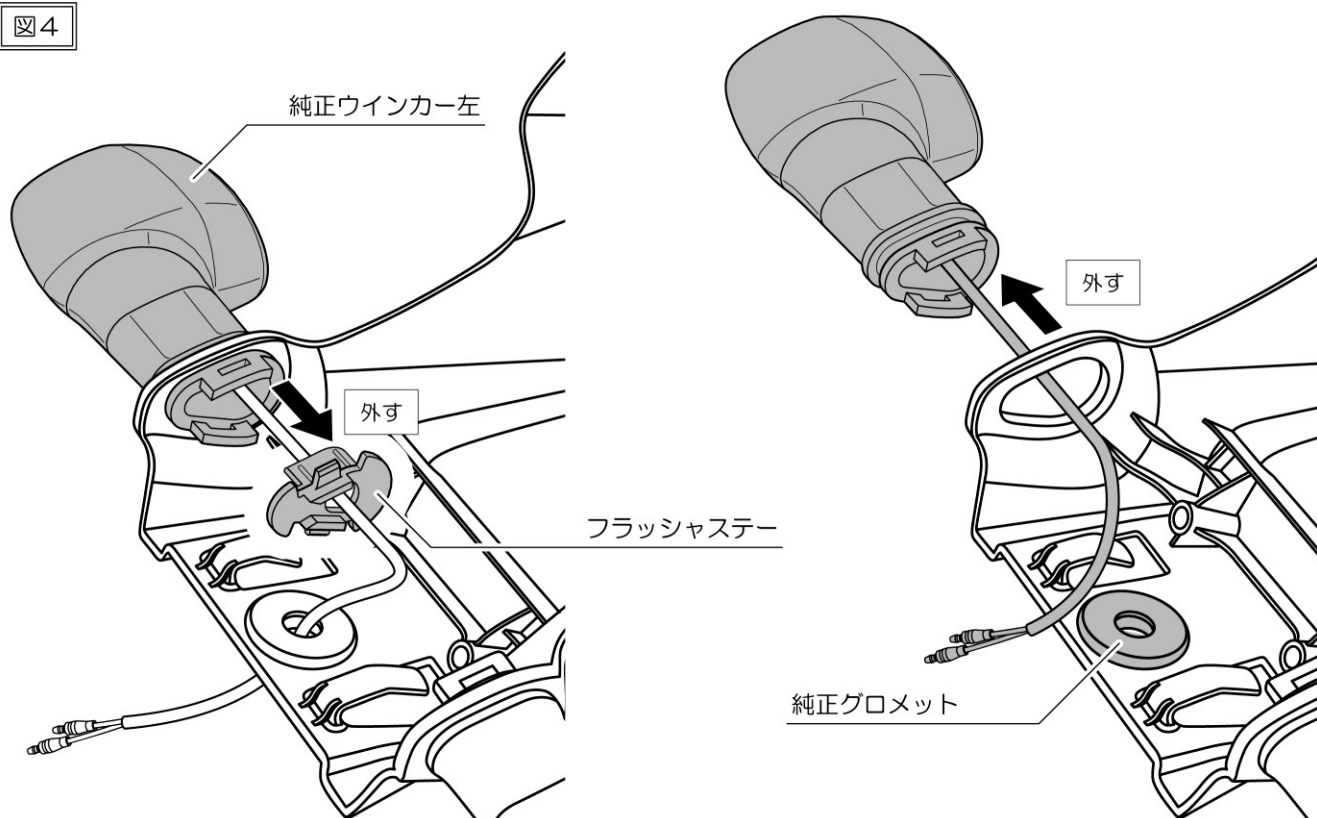
図3



### 04. ウィンカーの取り外し

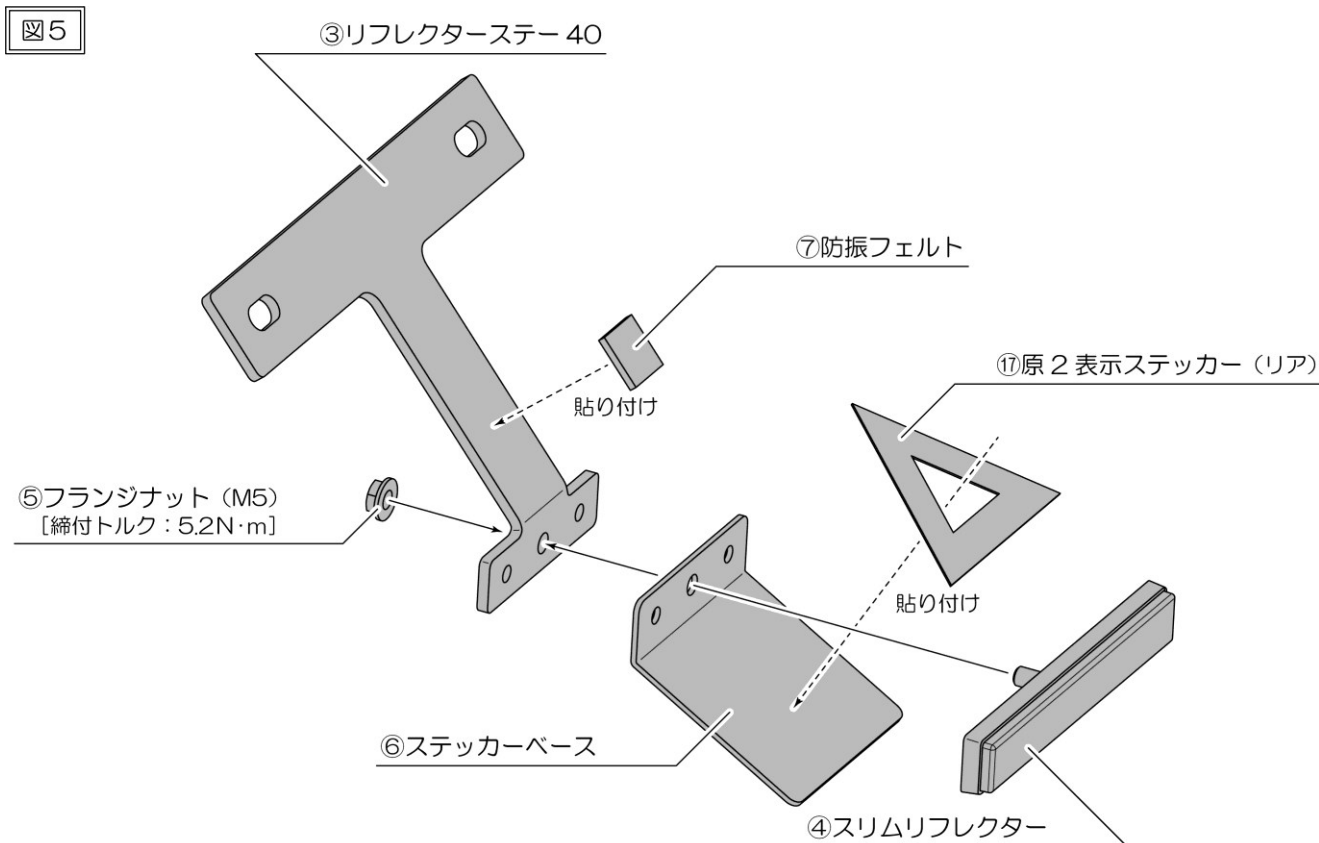
- 図4を参考に、純正ウィンカー左からフラッシュアスターを取り外し、リアフェンダーから取り外します。  
※右側も同様に取り外してください。
- 純正グロメットをリアフェンダーから取り外します。

図4



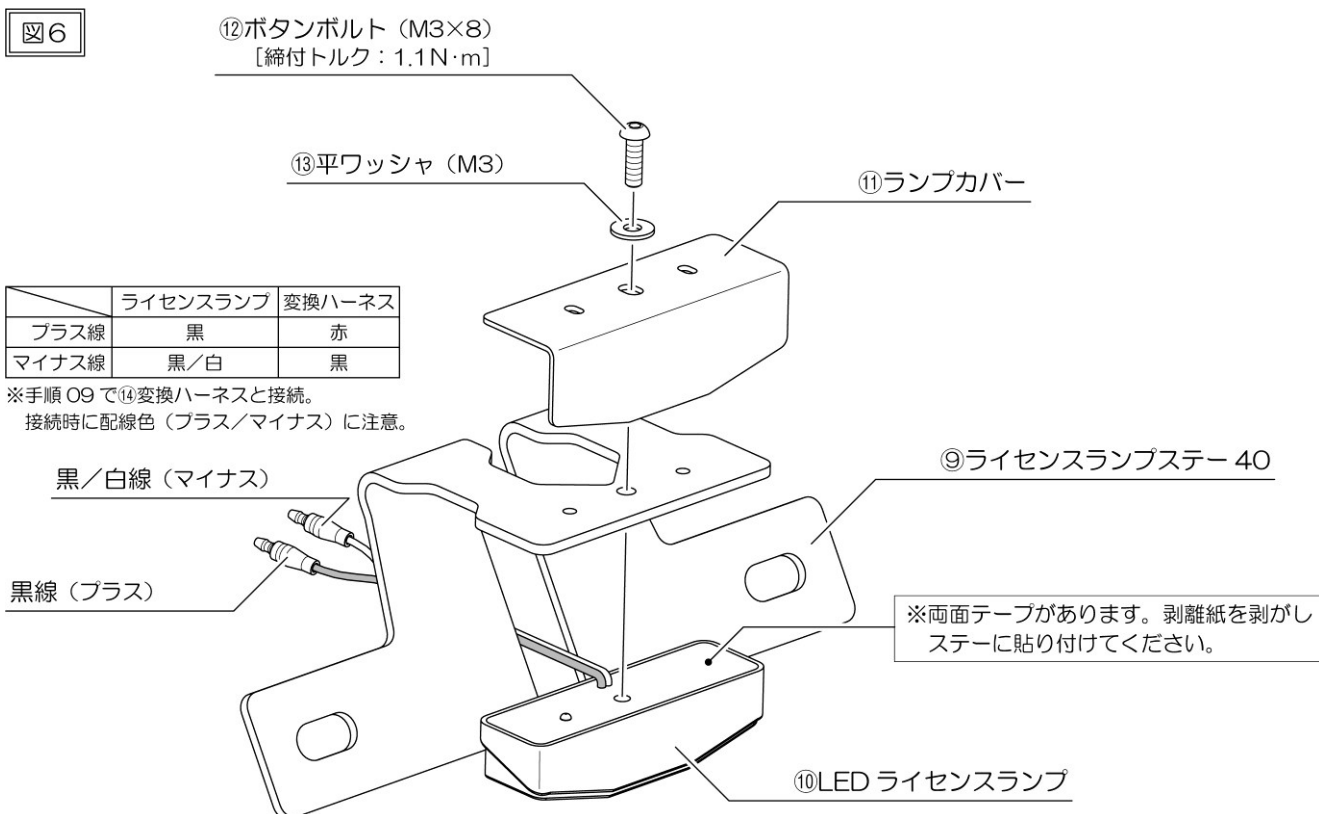
## 05. リフレクターASSYの組み立て

- 図5を参考に、③リフレクターステー40と④スリムリフレクター、⑤フランジナット(M5)、⑥ステッカーベース、⑦防振フェルト、⑩原2表示ステッカー(リア)を使用し、リフレクターASSYを組み立てます。



## 06. ライセンスランプ ASSYの組み立て

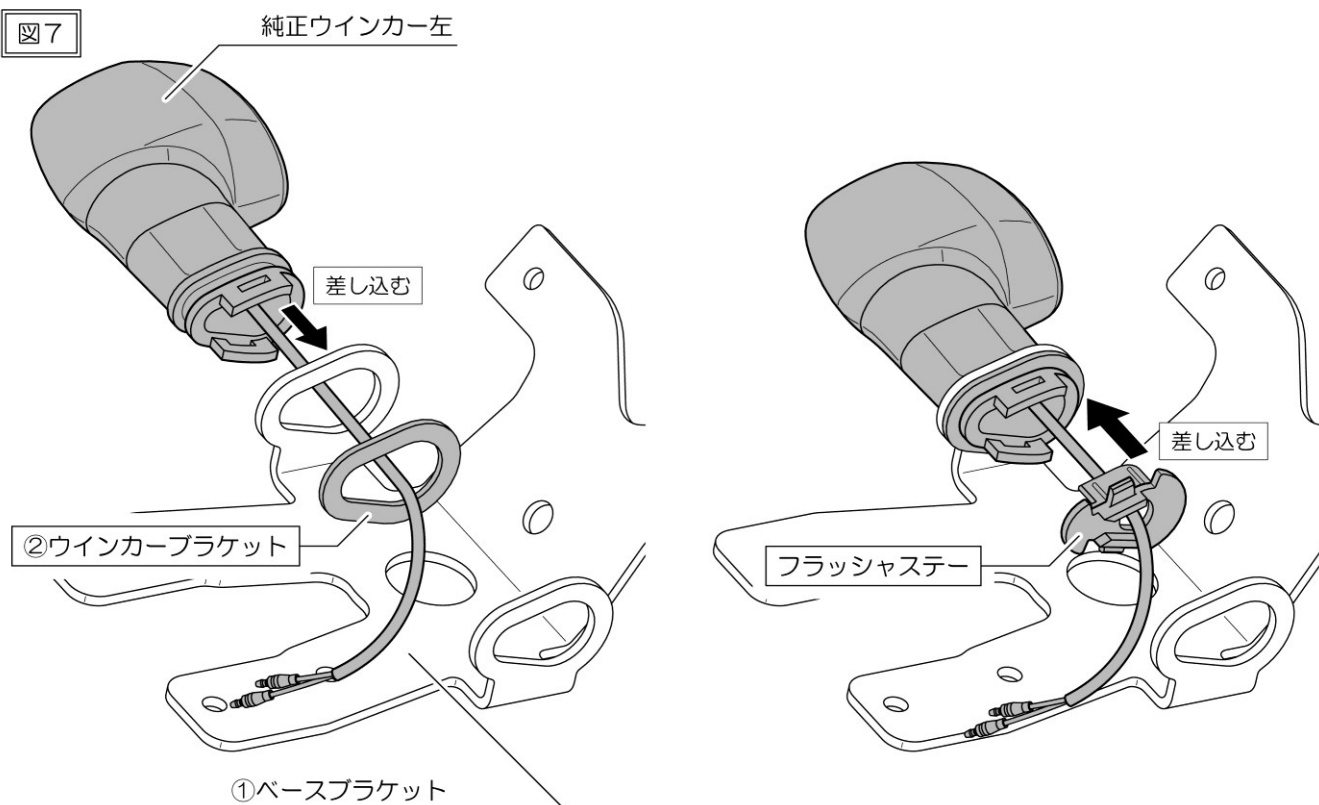
- 図6を参考に、⑨ライセンスランプステー40と⑩LEDライセンスランプ、⑪ランプカバー、⑫ボタンボルト(M3×8)、⑬平ワッシャ(M3)を使用し、ライセンスランプASSYを組み立てます。



## 07. ウィンカーの組み付け

- 図 7 を参考に、①ベースブラケットへ純正ウィンカー左と②ウィンカーブラケット（1個）を組み付けます。
- 純正ウィンカー左にフラッシュステーを差し込み固定します。  
※純正ウィンカー右も同様に組み付けます。

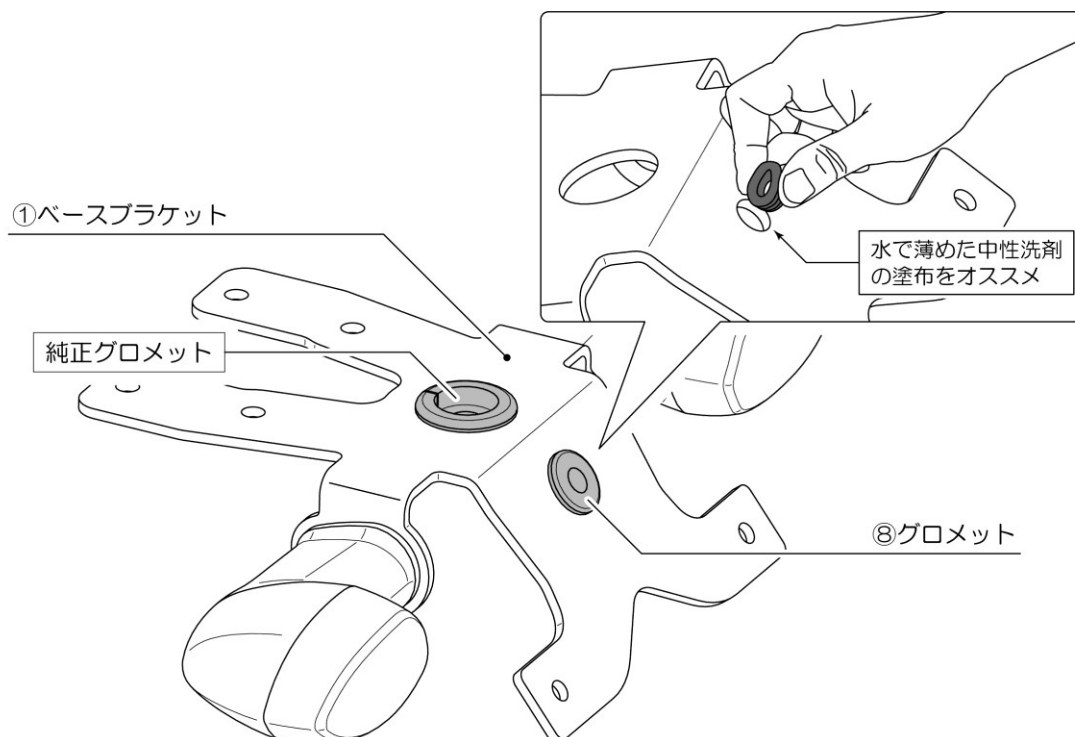
図 7



## 08. グロメットの組み付け

- 図 8 を参考に、①ベースブラケットへ純正グロメットと⑧グロメットを組み付けます。

図 8



## 09. フェンダーレス ASSY の組み立て

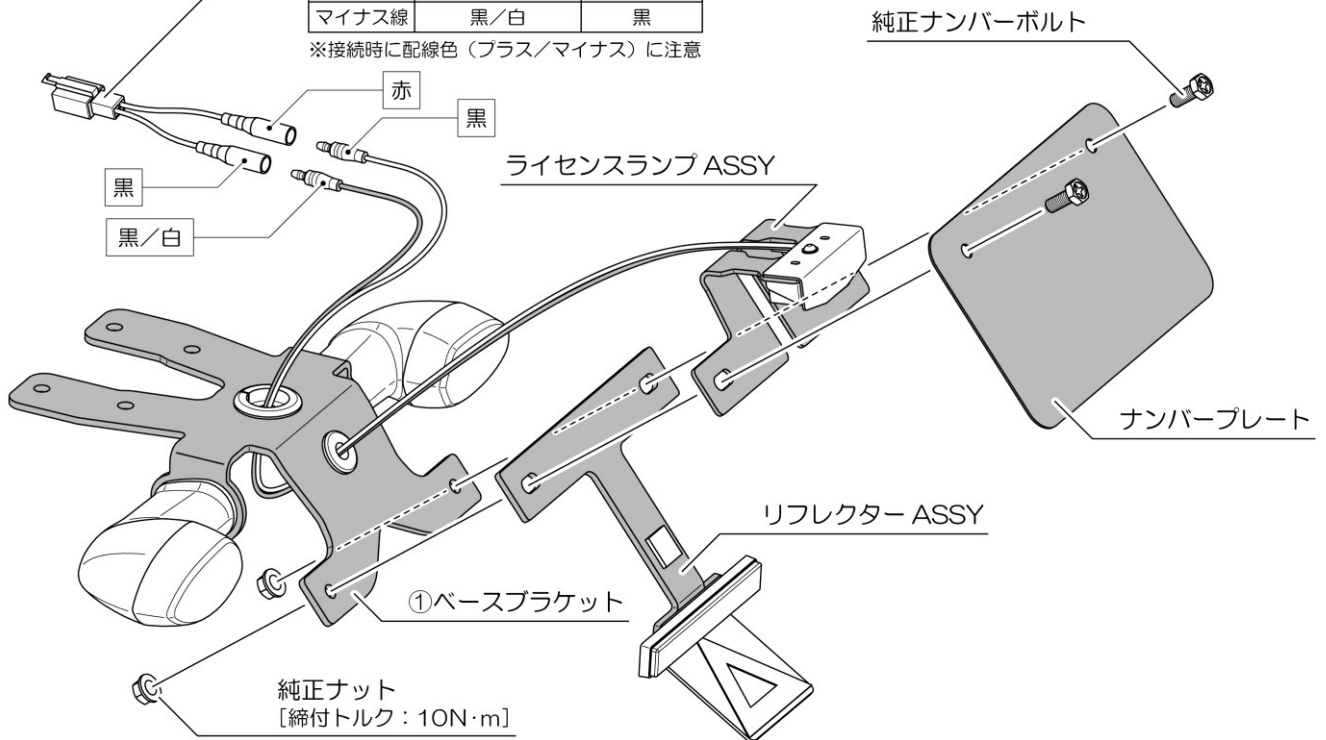
- 図9を参考に、リフレクターASSYとライセンスランプASSY、ナンバープレートを①ベースブラケットに組み付けします。

図9

⑭変換ハーネス

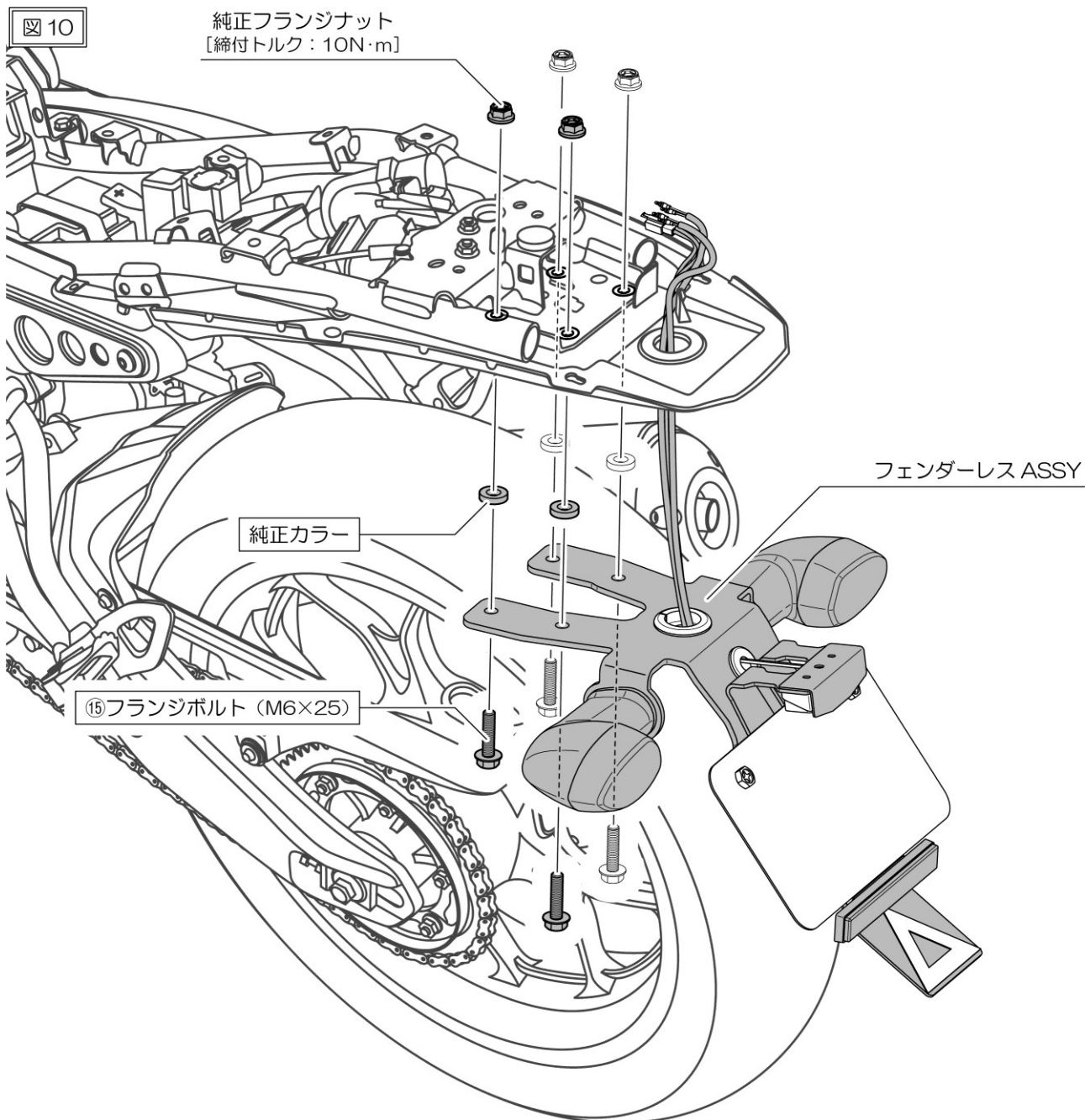
	ライセンスランプ	変換ハーネス
プラス線	黒	赤
マイナス線	黒/白	黒

※接続時に配線色（プラス/マイナス）に注意



## 10. フェンダーレス ASSY の取り付け

- 図 10 を参考に、純正カラーと純正フランジナット、⑮フランジボルト (M6×25/4 本) を使用して、フェンダーレス ASSY を車両に取り付けます。
- 左右のウィンカーとライセンスランプの配線を接続します。
- 手順 01 を参考に、純正テールカウルを元通りに取り付けします。



## 11. 点検作業

- 灯火類が正常に動作すること、配線類のつぶれや車両パーツ類に挟み込まれていないか点検します。また配線が無理に引っ張られたり、ツッパリがないか確認してください。その他に各部が確実に取り付けられていることを再確認し、異常がなければ車両の固定を解除して作業は終了です。



## 番号灯の保安基準に対する適合

本商品に付属の⑧LED ライセンスランプは⑨ライセンスランプステー40を同時に使用することで以下の保安基準に適合致します。(2017年1月現在)

以下の保安基準から番号灯はLEDを使用していても別添63 番号灯の技術基準に適合していれば保安基準に適合するものと判断されます。(当社製品「LED フェンダーレスキット」(35225)は当社実測データより、この基準に適合致します。)また、後方からLEDの直接光が見えていた場合も告示62条/告示第140条/告示第218条にあるように番号灯は除外されている灯火で、LEDの光では当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるほどのものでないので、保安基準に適合すると判断いたします。

※この用紙は車検の際に必要な場合がありますので大切に保管してください。

※以下の文章は二輪自動車の番号灯に関する保安基準、告示、別添を抜粋したものです。

### 保安基準 第36条

自動車の後面には、番号等を備えなければならない。ただし、最高速度20キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りではない。

- 2 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

### 告示第49条

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第2項の告示で定める基準は、別添63「番号灯の技術基」に定める基準とする。

- 2 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第36条第3項の告示で定める基準は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。  
ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、別添54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」に定める基準とする。

### 告示第127条/告示205条

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- (1) 番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が30 lx(ルクス)以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合する物とする。
- (2) 番号灯の灯光の色は、白色であること。
- (3) 番号灯は、灯火器が破損し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
  - (1) 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
- 3 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第36条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
  - (1) 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。
  - (2) 番号灯は、点滅しないものであること。
  - (3) 番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
  - (4) 番号灯は、灯火器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。
- 4 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
  - (1) 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
  - (2) 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯

### 保安基準 第42条

自動車には、第32条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなる恐れのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

### 告示62条/告示第140条/告示第218条

保安基準第42条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

- 3 自動車には、次にあげる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。
  - (1) 番号等
  - (2) 後退灯
  - (3) 室内照明灯
  - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯
  - (5) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯
  - (6) その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火
- イ 運転席で点灯できない灯火

口 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

別添 53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

5.8. 番号灯

5.8.1. 自動車の後面には、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度 20Km/h 未満の軽自動車にあっては、この限りではない。

5.8.2. 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は、前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。

別添 63 番号灯の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、自動車（最高速度 20Km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯に適用する。

2. 用語

2.1. 「大形番号標用番号灯」とは、普通自動車であって、車両総重量が 8 t 以上のもの、最大積載量が 5 t 以上のもの又は乗車定数が 30 人以上のものに備える番号灯をいう。

2.2. 「中形番号標用番号灯」とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車に備える番号灯であって、大形番号標用番号灯及び小形番号標用番号灯以外のものをいう。

2.3. 「小形番号標用番号灯」とは、二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯をいう。

3. 試験方法

図に示す試験板を番号標の取付位置に正規の使用状態に取付け、番号灯を点灯した時の試験板上の各測定点における照度を測定する。また、次式により均斉度を求める。

$$\text{均斉度} = \frac{\text{高照度点 2 箇所の照度の平均}}{\text{低照度点 2 箇所の照度の平均}}$$

4. 判定基準

4.1. 3 の試験を行ったとき、各測定点の照度は 8 ルクス（小形番号標用番号灯にあっては 15 ルクス）以上であること。

4.2. 3 の試験を行ったとき、均斉度は 20 以下であること。

4.3. 番号灯の照明部の端部であって試験板の表面から最も遠い点と試験板の端部であって番号灯の照明部から最も遠い点（番号灯が 2 個以上備えられている場合にあっては、それぞれの番号灯が照明しようとする試験板の部分に限る。）を結ぶ入射板光と試験板のなす角は、8° 以上であること。

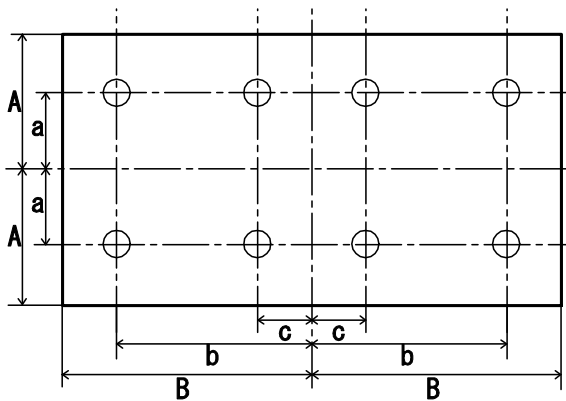
4.4. 番号灯は、試験板上の全ての範囲を照明できるものであること。

4.5. 番号灯の灯光の色は白色であること。

図 試験板

(注)

1. 測定点は直径 25mm の円とし、図中の○印の位置とする。
2. 試験板の測定面は、清潔な白色の吸取紙とする。
3. 試験板の寸法は、番号灯の種類ごとにそれぞれ表の通りにする。



番号灯の種類	A	B	A	b	c	厚さ
大形番号標用番号灯	110	220	60	170	25	1.5
中形番号標用番号灯	82.5	165	50	125	25	1.5
小形番号標用番号灯	62.5	115	35	90	25	1.5

単位 mm

※小形番号標用番号灯とは、二輪自動車に備える番号灯をいう。

■商品保証について

商品保証とは、通常のご使用において材料または製造上の不具合に起因する故障等が起きた場合、保証規定の範囲において無償修理または交換をお約束するものです。

1. 保証期間は使用回数に関わらず、ご購入日から1年間となります。
2. 保証を受ける場合には、お買い上げ日が証明できる書面（レシートなど）が必要となります。  
※保証の対象は、新品かつ正規販売店でのご購入品に限り、個人売買や中古品、インターネットオークションでの購入品は保証の対象外となります。

3. 下記のアドレス（またはQRコード）より、保証規定の詳細をご一読の上、ご理解・ご承諾ください。

デイトナ保証規定

<https://www.daytona.co.jp/warranty/index.php>

※保証を受けるご連絡を以って、保証規定にご同意いただいたものとみなします。



■保証修理の受付について

お買い上げ日が証明できる書面をご用意の上、購入店もしくは当社までご連絡ください。

インターネットお問合せ

<https://www.daytona.co.jp/contact/form.php>



株式会社 **デイトナ**  
東証スタンダード上場

転載 本取扱説明書の内容の一部、  
禁止 または全ての無断転載を禁止

〒437-0226 静岡県周智郡森町一宮4805 <https://www.daytona.co.jp>